



## 遺産整理手続きを経験豊富な司法書士が承ります。

遺産整理は、様々な役所や金融機関に手続きが必要で、面倒で時間がかかるものです。遺産整理手続きは経験豊富な司法書士にお任せください！！

- ・経験豊富な司法書士が相続人全員の公正・公平な代理人となり、紛争を防止します。
- ・手間・時間を大幅に軽減できます。
- ・精神的な負担を軽減できます。
- ・明朗な料金設定です。
- ・共通経費を相続財産から支出できます。
- ・2名以上の有資格者が対応しますので安心です。
- ・他士業・業者との幅広いコネクションでお客様に最適な解決策を提供します

## 当事務所について

名 称	亀有駅前総合法務事務所
住 所	〒125-0061 東京都葛飾区亀有3丁目3番7号
代 表	認定司法書士・行政書士 水時 功二

お問い合わせ・ご予約は

**TEL 03-6662-5080**

FAX 03-6662-5081

受付時間09:00~18:00

<http://www.mizutoki.com/>

当事務所へのアクセス



JR常磐線亀有駅より徒歩3分(1Fはハウストゥ亀有駅前店です)

初回相談無料

遺産整理

ご案内

円滑円満

明朗会計

ワンストップ

## 所長のご紹介

氏名 水時 功二  
(みずとき こうじ)

出身校 福岡県立修猷館高校  
横浜国立大学

資格 司法書士  
行政書士  
宅地建物取引士  
2級FP技能士

職歴 総合商社  
コンサルタント会社



司法書士・行政書士  
水時 功二

## 事務所の理念



パンフレットを読んで下さいましてありがとうございます。  
司法書士・行政書士として、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

お客様のニーズに応え、地域社会にならなくてはならない存在であり続けること。  
お客様の満足、利益を最優先に考え行動すること。  
お客様に質の高いサービスを提供すること。  
明るく楽しく前向きに！

## 手続きの流れ

遺産整理手続きの流れです。

### ① 面談

まずはじっくりお話をお聞きますので、リラックスしてお越しください。

休日・夜間も対応可能です(要予約)。

納得いただけましたら、相続人代表の方と業務委託契約を交わし、着手金をお預かりすることで、遺産整理業務がスタート致します。

### ② 相続人・財産の調査

相続手続きで最も必要なことは、相続人と相続財産の確定です。

相続人を確定するために、被相続人の出生から死亡までの全戸籍を調査致します。

相続財産について、聞き取り等により確認し、登記事項証明書、固定資産税評価証明書、金融機関の残高証明書等必要書類を手配し、財産目録を作成致します。

### ③ 遺産分割協議書の起案・作成

お客様のご希望に沿った遺産分割協議書の文案を作成致します。

全ての相続人に文案の内容を確認していただきます。

全ての相続人の同意が得られたら正式な遺産分割協議書を作成致します。

### ④ 役所・金融機関等に対する相続手続き

遺産分割協議書に基づき、各手続きを行います。

不動産については、法務局に相続登記(不動産名義変更)を行います。

売却が必要でしたら、売却手続きを行います。

預貯金・株式等の名義変更及び換金、車、ゴルフ・リゾート会員権等の名義書き換えを行います。

### ⑤ 遺産の分配・報告・精算

預貯金の解約が終了した後、相続人に対して遺産を分配致します。

遺産整理が全て終了したことを依頼者にご報告します。  
費用の精算をお願いいたします。

## オプション

- ・成年後見の申立
- ・相続放棄申述手続
- ・不動産の売却
- ・相続税の申告(提携税理士が担当します)
- ・車の名義変更 等、お客様のご要望に応えます。

## こういう方にお勧めです

- ・多忙で、時間的な余裕がない方
- ・相続人が多く、遠方におられる場合
- ・相続手続きをどのようにすればいいかわからない方
- ・遺産分割協議のやり方がわからない方
- ・相続財産の種類が多い方
- ・不動産の処分(売却)を伴うような方
- ・専門家に入ってもらって、他の相続人もめずに分配したい方

## 遺産整理とは

遺産整理業務とは、法律上、弁護士、司法書士、信託銀行だけが、業としてすることが認められている包括的な遺産手続き業務です。司法書士法及び司法書士法規則において、財産管理業務や成年後見業務を行うことができる旨規定されています。

司法書士・行政書士以外の業務が必要な場合は...

当事務所と提携している他士業様(弁護士、税理士、社会保険労務士など)と連携して業務を行います。

遺産整理を承ることができないケースについて

相続人間で紛争が生じている場合や、相続人が行方不明な場合等は業務を承ることができません。

## 報酬及び費用は25万円～

申立用印紙代・切手、戸籍取得費用、通信費等は別途申し受けます。